

平成 22 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社メディビックグループ
 代表者名 代表取締役社長 橋本 康弘
 (コード番号 2369: 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員管理本部長 門井 豊
 (Tel: 03-6415-4031)

**第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会におきまして、以下のとおり、第三者割当により発行される第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

第 4 回新株予約権

(1) 割 当 日	平成 22 年 11 月 1 日
(2) 新株予約権の総数	260 個
(3) 発 行 価 額	総額 728,000 円（新株予約権 1 個につき 2,800 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	26,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	217,178,000 円（差引手取概算額: 198,422,500 円） （内訳）新株予約権発行による調達額: 728,000 円 新株予約権行使による調達額: 216,450,000 円
(6) 行 使 価 額	8,325 円（固定）
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	第三者割当方式 （マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。））
(8) そ の 他	① 新株予約権の行使指示 割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」といいます。）における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

	<p>・マザーズ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>② 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループは、創業以来、一貫して「個に適した医療の実現」に向けて、難治性疾患の一つとされるすい臓がんを対象とした抗がん剤「Glufosfamide」の研究開発のほか、基盤技術であるPGx関連技術を駆使し、製薬・バイオ企業、大学研究機関などを対象に新薬開発に係るバイオマーカー探索支援事業（PGx支援事業）及びPGx基盤技術やノウハウをベースとした個人向け健康管理支援サービスを展開しております。

一方、当社グループの財政状況といたしましては、平成15年のマザーズ市場への上場以来、平成21年12月期まで継続して営業利益、経常利益、当期純利益、及び営業活動によるキャッシュ・フローにおきましてマイナスを計上しており、平成22年12月期第2四半期連結会計期間におきましても営業利益△59,454千円、経常利益△60,184千円、四半期純利益△58,421千円、営業キャッシュ・フロー△11,036千円を計上するに至っております。

当社グループにおきましては、これら財政状況を改善すべく平成21年2月「事業再生プラン2009」を策定し、安定した財務基盤の確立に向けて「高収益事業の選択と集中」及び「資産のキャッシュ化」を2本柱として経営の健全化に取り組んでまいりました。この取り組みにより直近の業績としまして、バイオマーカー創薬支援事業において黒字化を達成、その他の事業に関しましてもそれぞれ大幅な赤字の縮小を達成することが出来ております。

このような状況の中、さらなる財政状況の安定と今後の経営の拡大には、基盤となる既存事業の拡充による全体の底上げが不可欠であるとの認識に立ち、これを達成するための新たな商品、サービスの導入検討を進めてまいりましたが、このたび、当社グループが製薬企業などに提供してきたPGx基盤技術、及びテーラーメイド健康管理支援事業により蓄積してきたノウハウを基に新たな個人向け健康管理支援サービスとして「おくすり体質検査」サービス（以下「新規サービス」といいます。）を開始することといたしました。

この新規サービスは、B to B to Cモデルで医療機関を通じて広く一般の個人の方に薬物代謝に関する遺伝子検査及びその結果情報などをご提供するもので、予め自身の《薬物代謝の能力》を知ることによって、薬の効果が得られない、副作用が発生するなどのリスクを予防することを目的に肝薬物代謝酵素（CYP）のなかで主要な4つの酵素の遺伝子タイプ（CYP1A2、CYP2C9、CYP2C19、CYP2D6）を検査し、一人ひとりの薬剤の有効性や副作用に対して予知する際の目安となる情報をご提供するサービスであります。上記4つの酵素は、現在処方薬として使用されている薬剤のうち、約70%近くの薬剤の代謝に関わっているものと考えられており、薬剤の有効性や副作用などの個人差には肝薬物代謝酵素（CYP）の遺伝子多型が関係することが明らかになっております。この薬剤代謝酵素のタイプの情報を持つことで、個人一人ひとりが自

身の体質に合った薬剤を選ぶ際の目安としてお使いいただけるもので、配慮したい薬剤を予め認識することが可能となります。現在製薬企業などから添付文書などで提供されている薬剤代謝酵素と新規サービスでご提供する薬剤有効性や副作用リスクとの関連情報を組み合わせることにより、今後医療現場でご活用していただける社会的にも意義のあるサービスであります。

検査は4種類の薬物代謝酵素に関して、それぞれ該当する薬剤に対して「平均タイプ」「注意タイプ」「効き過ぎタイプ」の3つのタイプのいずれであるかを結果としてご提供いたします。また、同時に「おくすり体質検査解説書」をご提供し、それぞれのタイプの個人が配慮したい薬剤リストなどの詳細情報をお知らせいたします。さらに遺伝子と薬剤に関する最新の研究成果を随時ご提供し、『おくすり体質検査』の結果をご活用いただけるよう検査後も引き続きサービスフォローを行ってまいります。

当社グループにおきましては、かかる新規サービスの収益化及び拡大を図り、事業収益の柱の一つとするべく育成してまいります。そのためには短・中期的に人材、設備の増強が必要となり、かつこの取組みを実行するための資金調達が必要となっております。

当社グループでは、今般調達する資金を新規サービス構築のための人件費として80百万円及び新規サービス展開に係る営業経費41百万円、DNA検査需要の増加に対応する為の検査機器等の購入に55百万円、検査需要の増加に対応する為の検査施設の拡大の22百万円を充当することとしております。

以上のように、新規サービスへの経営リソースの集中は今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社では、この事業取得資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討してまいりました。かかる検討において、当社は、以下の理由により第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- ① 新株予約権は、第三者割当増資と比べて一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること
- ② 新株予約権取得条項（割当後一定期間経過後であればいつでも当社の意向に基づき新株予約権を割当予定先から取得できるとの条件）を付ければ、より望ましい調達手段が見つかった場合に当該調達手段に切り替えることができること
- ③ 公募増資を検討した結果、売上高減少や無配という当社の決算数値では、引受先が集まらないリスクが高いと判断したこと
- ④ 金融機関からの借入のみで事業取得資金に充てる場合、金利及び手数料の負担による投資回収率の圧迫、借入返済のための金融機関との交渉の煩雑さ等の各種の制約が伴うというデメリットが想定されること

なお、上記②に記載のほか、本新株予約権には割当予定先であるマイルストーン社との間で締結した本契約において、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定することで借入等による資金調達手段の可能性が広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた設備投資等を適切に行い、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様は株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点

において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴を備えております。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 8,325 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 26,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

本行使指示は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズ市場における当社株式の出来高の 15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズ市場における当社株式の出来高の 20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示は 2 日続けて行うことはできず、行使指示を行った場合でも、条件成就の日を含む直近 7 営業日の総行使指示株式数は、割当予定先が当該条件成就日のマザーズ市場における当社の普通株式の普通取引終了時点で保有している株式貸借契約に基づく株式を超えてはならないものとなっております。

③ 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①払込金額の総額	217,178,000円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	(728,000円)
（新株予約権の行使による調達額）	(216,450,000円)
②発行諸費用の概算額	18,755,500円
内訳（コンサルティング費用）	(14,722,500円)
（その他費用）	(4,033,000円)
③差引手取概算額	198,422,500円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳

【コンサルティング費用】

設計評価費用 2,900,000円（株式会社ブルータス・コンサルティング）、フィナンシャル・アドバイザー費用 1,000,000円及び成功報酬 10,822,500円（藍澤證券株式会社）

上記、成功報酬は本新株予約権の行使が行われて実際に払込みを受けた後、支払う報酬金額の合計額であります。

【その他費用】

弁護士費用 300,000円、登記関連費用 3,000,000円、信託銀行への代行手数料 433,000円、その他諸費用 300,000円。

なお、発行諸費用の概算額 18,755,500円は想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記成功報酬及び登記関連費用、信託銀行への代行手数料は減少いたします。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①新規サービス構築のための人件費		
営業部門	45	平成23年1月～平成24年12月
検査部門	35	平成23年1月～平成24年12月
②新規サービス展開に係る営業経費	41	平成23年1月～平成24年12月
③DNA検査需要の増加に対応する為の検査機器等の購入	40	平成23年7月～平成23年12月
	15	平成24年7月～平成24年12月
④DNA検査需要の増加に対応する為の検査施設の増床	22	平成23年10月～平成24年6月

調達する資金約 198 百万円は、事業収益拡大のための新規サービス構築費用に充当する予定であります。また、調達資金につきましては、実際に支出するまでは銀行預金とし、安定的に管理いたします。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実にいり永続企業としての礎を築くことで、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応られるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。本新株予約権には、エクイティ・コミットメント・ラインによる行使指示条項が定められておりますが、当該指示を行うためには市

場における当社株価が行使価額を上回る必要が生じます。従いまして市場における株価の動向によりましては本新株予約権が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権が行使されない場合においては、エクイティ・コミットメント・ラインによる取得条項に基づき改めて資金調達手段を検討する、あるいは本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更があり得ることから、上記設備投資等の内容について適宜変更するなどの柔軟な対応を図る予定でおります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループでは、今般調達する資金を新規サービス構築のための人件費として 80 百万円及び新規サービス展開に係る営業経費 41 百万円、DNA検査需要の増加に対応する為の検査機器等の購入に 55 百万円、検査需要の増加に対応する為の検査施設の増床に 22 百万円を充当することとし、収益力の回復を確実に実行して今後の成長基盤を確立し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

新規サービスに関しましては、既に特許出願も済ませ、提携クリニックを増やすなど着実にサービス構築を進めております。また、ビジネス領域におけるニーズは独自のマーケティング調査により非常に高いと認識しております。この新規サービスは収益性にも優れ、これからの当社グループ経営の柱の一つになるものと確信しており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

従いまして、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関（株式会社ブルーラス・コンサルティング 東京都港区）による評価書を参考に、第 4 回新株予約権の 1 個当たりの払込金額を 2,800 円（1 株当たり 28 円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 22 年 10 月 13 日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値に、0.9 を乗じて 1 株 8,325 円に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じております。なお、行使価額の当該直前取引日までの 1 か月間の終値平均 10,449 円に対する乖離率は▲20.3%、当該直前取引日までの 3 か月間の終値平均 11,353 円に対する乖離率は▲26.7%、当該直前取引日までの 6 か月間の終値平均 11,506 円に対する乖離率は▲27.6%、となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日終値を参考に行使価額を 8,325 円といたしましたのは、乖離率にみられるとおりこれら過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、必ずしも直近の当社株式の価値をより公正に反映しているとは判断し難いことから、当社の業績動向、当社の株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、直前取引日終値を参考として行使価額を 8,325 円（ディスカウント率は 10%）とすることが、より公正妥当であると判断したことによるものであります。また、これにより算定した発行価額については、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、発行価額については有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないとの意見書を入手しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 26,000 株であり、平成 22 年 10 月 13 日現在の当社発行済株式総数 180,542 株に対し 14.4%に相当し、これによって 1 株当たりの株式価値が希薄化いたします。

それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額、1 株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を維持・拡大させるためには、当該費用の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へと成長するためには、当該規模の資金調達に絶対不可欠であると考えております。当社グループは収益及び営業キャッシュフローの両面において回復傾向にはあるものの、本格的な回復には、なお時間を要する状況であり、今般のような事業拡大のための資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。

本新株予約権の行使価額は固定されており、1 株当たり 8,325 円であります。これは平成 21 年 12 月期の 1 株当たり純資産 2,176.55 円を上回っております。従いまして、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

当社グループの過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 19 年 12 月期△13,069.69 円、平成 20 年 12 月期△5,784.08 円、平成 21 年 12 月期△3,492.60 円と、いずれもマイナスに留まっております。調達した資金を事業収益拡大のための新規サービス構築費用に充当し、新規サービスの拡充が図られることで最終損益の黒字転換を果たすことにより、1 株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の発行が、既存株主様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 22 年 10 月 14 日現在)

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 12 階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浦谷 元彦
(4) 事業内容	投資事業
(5) 資本金	10 百万円
(6) 設立年月日	平成 21 年 2 月 9 日
(7) 発行済株式数	200 株
(8) 決算期	1 月
(9) 従業員数	2 人
(10) 主要取引先	みずほ証券株式会社、株式会社 S B I 証券
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 20 年 1 月 期	平成 21 年 1 月 期	平成 22 年 1 月 期
純 資 産	—	—	▲51
総 資 産	—	—	271
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	—	—	▲258,390
売 上 高	—	—	768
営 業 利 益	—	—	▲32
経 常 利 益	—	—	▲32
当 期 純 利 益	—	—	▲61
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	▲308,390
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

なお、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区）に調査を依頼し確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権の発行に当たり、資金の調達に適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、割当予定先を検討してまいりました。

第三者割当増資の割当予定先となり得る事業会社等、多種多様な調達手段を検討し、コンサルティング会社、投資会社等より様々なご提案をいただきました。

割当予定先のマイルストーン社は、平成 22 年 7 月にM&Aや資本政策に関して当社と定期的に情報交換を行っている藍澤証券株式会社より紹介を受けた投資会社であります。当社は、マイルストーン社の設立経緯、沿革、事業概要、実績等の調査を行うと共に、代表取締役の浦谷元彦氏と複数回の面談を行うことで、同社が当社グループが新たに構築する新規サービスを理解する候補先であることを確認いたしました。

マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があり、払込も確実にしている会社であります。また、開示資料を元に集計しますと、設立以降本日現在までの約 1 年 8 ヶ月で、当社を除く上場企業 8 社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受並びに新株予約権の行使で約 1,500 百万円の払込を行っております。上記の新株予約権はすべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価格を

下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。従って、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致しており、同社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も有利な条件であり、当社が受けた複数のご提案の中で、最も資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、マイルストーン社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

なお、マイルストーン社はエクイティ・コミットメント・ラインに基づいて、当社の企業価値向上における支援者として、当社の機動的な資金調達要請に応じることとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、マイルストーン社より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している旨を表明及び保証した書面を受領しております。さらに最近の財産状態の説明を聴取したうえ、マイルストーン社からは平成22年1月期及び7月期（中間期）の財務諸表における現金及び預金の残高を確認し、また預金口座の通帳の写しを受領し、払込に要する財産の存在について確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。なお、当社は、本新株予約権に関してマイルストーン社が出資する資金は、自己資金を用いることを同社より聴取し確認しております。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社代表取締役社長であり大株主である橋本康弘氏との間で、平成22年10月8日から平成24年10月31日までの期間において当社普通株式3,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内において、ヘッジ目的で行う当社普通株式の売付け（つなぎ売り）に限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成22年6月30日現在）	
氏名又は名称	持株比率
株式会社モンスター・ナイン	38.98%

橋本 康弘	12.43%
泉 辰男	1.55%
藤井 衛	0.93%
竹野 健一	0.75%
小餅 良介	0.63%
青柳 満喜	0.55%
中島 信男	0.39%
鈴木 正輝	0.31%
長谷川 忠正	0.30%

- (注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
2. 第三者割当後の大株主及び持株比率は、第三者割当前の平成22年6月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。なお、現在(平成22年10月14日)の発行済株式総数は180,542株であります。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成24年10月31日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権発行後の割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況については、現時点では未確定のため、割当後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

(1) 当期以降の業績に与える影響

現在のところ、平成22年8月10日に発表いたしました平成22年12月期通期連結業績予想値の売上高220百万円、営業利益△250百万円、経常利益△250百万円、当期純利益△241百万円に変更はありません。また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じ、修正の必要が生じた場合は、直ちに開示いたします。

なお、最近の業績の概要といたしまして平成22年12月期第3四半期(自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)における売上高につきましては以下の見込みであります。下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります、

売上高 165百万円

(2) 事業等のリスクについて

当社第10期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、平成22年3月29日の当該有価証券報告書提出日以後、平成22年10月14日の有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであります。

⑭株式価値の希薄化について

当社グループは、平成22年10月14日開催の当社取締役会において、マイルストーン社を割当予定先とする第4回新株予約権の発行を決議いたしました。マイルストーン社に割り当てる新株予約権の目的である株式の総数は26,000株となっております。

平成22年10月14日現在の当社の発行済株式総数180,542株に係る議決権の数は180,542個で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式26,000株に係る議決権の数は26,000個となり、現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に対する割合は14.4%となります。従って、当該新株予約権が全て行使され株式が発行された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動

向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
連結売上高	780百万円	402百万円	266百万円
連結営業利益	△825百万円	△377百万円	△626百万円
連結経常利益	△868百万円	△960百万円	△609百万円
連結当期純利益	△1,314百万円	△1,012百万円	△615百万円
1株当たり連結当期純利益	△13,096.69円	△5,744.08円	△3,492.60円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	11,684.78円	5,185.21円	2,176.55円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年10月14日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	180,542株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	15,477株	8.6%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
始値	39,900円	8,940円	8,790円
高値	48,700円	21,630円	12,000円
安値	6,200円	5,700円	5,620円
終値	8,650円	8,600円	6,450円

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	6,590円	15,260円	11,150円	8,200円	12,100円	12,070円
高値	21,300円	15,550円	11,700円	17,450円	14,800円	13,980円
安値	6,590円	9,520円	7,990円	8,060円	8,810円	10,040円
終値	15,660円	11,350円	8,710円	12,190円	12,250円	10,600円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 22 年 10 月 13 日
始 値	9,700 円
高 値	9,700 円
安 値	9,150 円
終 値	9,250 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第2回無担保転換社債社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成 19 年 9 月 7 日
調 達 資 金 の 額	94,900,000 円
転 換 価 額	1,890 円
募集時における 発行済株式数	99,316.35 株
当該募集による 発行株式数	一株
募集後における 発行済株式総数	99,316.35 株
割 当 先	ウェル・フィールドキャピタル株式会社
当該募集による 潜在株式数	当初の転換価額 (18,900 円) における潜在株式数 : 5,291 株 転換価額上限値 (24,480 円) における潜在株式数 : 4,084 株 転換価額下限値 (8,160 円) における潜在株式数 : 12,254 株
現時点における 転換状況 (行使状況)	転換済株式数 (行使済株式数) : 2,872 株 (残高はありません。)
発行時における 当初の資金使途	①当社の主力事業であるバイオマーカー創薬支援事業の強化等の資金の確保 ②必要となるリストラクチャリング施策を実行する当面の運転資本の確保 ③第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善及び強化を図る
発行時における 支出予定時期	平成 19 年 10 月
現時点における 充 当 状 況	バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当

・第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成 19 年 9 月 7 日
調 達 資 金 の 額	394,900,000 円 (差引手取概算額)
転 換 価 額	1,890 円
募集時における 発行済株式数	99,316.35 株
当該募集による 発行株式数	一株
募集後における 発行済株式総数	99,316.35 株

割 当 先	WF 戦略投資事業有限責任組合
当該募集による 潜在株式数	当初の転換価額（18,900円）における潜在株式数：21,164株 転換価額上限値（24,480円）における潜在株式数：16,339株 転換価額下限値（8,160円）における潜在株式数：49,019株
現時点における 転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：7,054株 （残高はありません。）
発行時における 当初の資金使途	①当社の主力事業であるバイオマーカー創薬支援事業の強化等の資金の確保 ②必要となるリストラクチャリング施策を実行する当面の運転資本の確保 ③第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部とし、財務体質の改善及び強化を図る
発行時における 支出予定時期	平成19年10月
現時点における 充当状況	バイオマーカー創薬支援事業における大規模なマーケティング活動に充当。

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

払 込 期 日	平19年12月27日
調達資金の額	295,530,000円
募集時点における 発行済株式数	169,816.35株
当該募集による 潜在株式数	30,000株
現時点における 転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数） 4,000株 （残高59,106,000円）
当初の資金使途	遺伝子を用いた診断に関する新規事業運営資金
割 当 先	Generation Japan Master Fund (Cayman) LP
支出予定時期	平成19年12月～平成20年3月
現時点における 充当状況	遺伝子を用いた診断に関する新規事業運営資金に充当。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成19年12月27日
調達資金の額	550,003,000円
発行価額	8,209円
募集時における 発行済株式数	108,630.35株
当該募集による 発行株式数	67,000株

募集後における発行済株式総数	175,630.35株
割当先	Generation Japan Master Fund (Cayman) LP
発行時における当初の資金使途	①第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還資金 ②新規事業に関する運営資金
発行時における支出予定時期	平成19年12月～平成20年3月
現時点における充当状況	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還資金及び新規事業に関する運営資金に充当。

10. 発行要項

株式会社メディビックグループ第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メディビックグループ第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金728,000円
3. 申込期日 平成22年11月1日
4. 割当日及び払込期日 平成22年11月1日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法によりマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式26,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 260個

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金2,800円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、8,325円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成22年11月1日から平成24年10月31日（但し、平成24年10月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分

割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使指示

当社は、裁量により新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズ市場における当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズ市場における当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社メディビックグループ 管理本部

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 日比谷支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 2,800 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 22 年 10 月 13 日）のマザーズ市場における当社普通株式の終値 9,250 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上